

## 情報公開審査会への諮問についての検討資料

不服申立てを受け付けてから審査会へ諮問するまでに長期間を要している事例について、原因は何か。

## 審査会への諮問を要する事案の範囲

1	各府省における運用状況	1
(1)	不服申立て件数と処理状況	1
(2)	情報公開審査会に諮問された事案の不服申立ての受付から 諮問までの期間	2
(3)	年度末現在における未諮問事案の受付からの経過期間	2
(4)	平成16年3月31日現在未諮問の事案で、不服申立ての受 付から3か月以上経過しているものとその理由	2
2	諮問の迅速化について付言した答申の例	8
3	審査会へ諮問を要する事案の範囲について	10
(1)	要綱案の考え方	10
(2)	諮問の必要性が乏しいのではないかとする意見のある例	10
(3)	行政文書の件数に応じた開示請求手数料が納められなかつ たことについて、形式上の不備を理由とした不開示決定の適否 が争われた例	11
(4)	答申に基づき行った開示決定等に対して不服申立てが行わ れたため、同一事案について再度諮問された例	12

## 論 点

不服申立を受け付けてから審査会へ諮問するまでに長期間を要している事例について、その原因は何か。

審査会への諮問を要する事案の範囲

不服申立ての受付から諮問までの期間について、中には1年以上となっているものが2,745件中542件と約2割(過去3年間の累計)あるなど、諮問までに長期を要している状況がみられる。

なお、審査会に諮問していない事案について、受付からの経過日数をみると、平成15年3月31日現在では1年超のものが295件あったが、16年3月31日現在では9件に減少しているなど、改善傾向がみられる。

審査会へ諮問するまでに長期間を要した理由として、関係行政機関では、出先機関等への事実確認や第三者への意見照会等に時間を要したこと、開示請求や不服申立てが特定の課室に集中したこと、担当業務が繁忙であったこと、類似案件の動向等を含めて慎重に審査する必要があったことなどが挙げられている。

## 1 各府省における運用状況

### (1) 不服申立ての件数と処理状況

(単位：件)

	新規申立て 件数	前年度からの 持ち越し件数	処理件数 (裁決・決定済等)	次年度への 持ち越し件数
平成13年度	1,359	-	180	1,136
14年度	914	1,136	686	1,335
15年度	1,158	1,327	1,027	1,339

(注) 1 途中で取り下げられたものがあり、「新規申立て件数」と「前年度からの持ち越し件数」の合計と「処理件数」と「次年度への持ち越し件数」の合計とは一致しない。

2 受け付けた段階では1件であったものを次年度に処理する段階で複数件に分割したの等があり、「前年度からの持ち越し件数」が前年度の「次年度への持ち越し件数」と一致しない場合がある。

(2) 情報公開審査会に諮問された事案の不服申立ての受付から諮問までの期間

(単位：件、%)

	3か月以内	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超	計
平成14年度までに 諮問された事案	661	320	214	129	126	1,450
平成15年度に諮問 された事案	357	339	93	92	416	1,297
計 (比率)	1,018 (37.1)	659 (24.0)	307 (11.2)	221 (8.1)	542 (19.7)	2,745 (100)

(3) 年度末時点における未諮問事案の受付からの経過期間

	3か月以内	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超	計
平成15年3月31日 現在の未諮問事案	128	101	93	42	295	659
平成16年3月31日 現在の未諮問事案	182	49	41	54	9	335

(4) 平成16年3月31日現在未諮問の事案で、不服申立ての受付から3か月以上経過しているものとその理由

(次頁)

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
内閣官房	H15.03.04	WG-2 第 1 回会合配布資料	所掌する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問の可否等の検討を十分に行うことができなかったため。
	H15.04.14	北朝鮮による地对艦ミサイルの発射に関連して収集及び作成した文書	所掌する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問の可否等の検討を十分に行うことができなかったため。
	H15.05.14	WG-2 第 1 回会合の会議議事概要	所掌する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問の可否等の検討を十分に行うことができなかったため。
	H15.05.14	WG-2 第 1 回会合配布資料	所掌する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問の可否等の検討を十分に行うことができなかったため。
	H15.07.01	「ワールドカップサッカー開催自治体における BC テロ対処図上訓練」等	所掌する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問の可否等の検討を十分に行うことができなかったため。
	H15.07.15	「米国等によるイラクに対する武力行使について」等	所掌する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問の可否等の検討を十分に行うことができなかったため。
	H15.12.26	第 3 回国防会議関係資料	所掌する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問の可否等の検討を十分に行うことができなかったため。
内閣府	H15.11.26	「「諮問事件進行管理表」掲載「申立てによる意見書等の提出」及び「職権による意見書等の提出」の根拠となる法令のすべて」	内部で検討を行っていたため。
宮内庁	H15.06.06	平成 14 年 9 月から 12 月までに宮内庁病院に納入された風邪（インフルエンザを含む。）の治療薬（予防薬を含む。）の商品名及び納入実数が判明する文書	諮問するための事務作業に時間を要した他、担当部局が繁忙であったため。
	H15.08.13	侍従職日記（昭和 20 年 8 月）	不開示とした部分についての再検討に時間を要した他、担当部局が繁忙であったため。
	H15.10.24	昭和 22 年ヴァイニング夫人契約書関係文書	諮問するための事務作業に時間を要した他、担当部局が繁忙であったため。
	H15.11.14	内廷費において 1 年間の支出額と残高がわかる文書	他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、諮問するための事務作業に時間を要したため。
警察庁	H15.01.06	1 警視庁（機動隊分）及び長崎県警察本部に係る平成 7 年度の総理府所管一般会計の計算証明書類 2 警視庁（機動隊分）に係る平成 8 年度の総理府所管一般会計の計算証明書類 3 警視庁（機動隊分）及び熊本県警察本部に係る平成 9 年度の総理府所管一般会計の計算証明書類 4 警視庁（機動隊分）に係る平成 10 年度の総理府所管一般会計の計算証明書類 5 警視庁（機動隊分）に係る平成 11 年度の総理府所管一般会計の計算証明書類 6 警視庁（機動隊分）に係る平成 12 年度の総理府所管一般会計の計算証明書類	本件 6 件の部分開示決定に係る対象文書はいずれも警視庁その他の県警察本部に係る総理府所管一般会計の計算証明書類であり、合計で約 20 万枚と著しく大量であり、多岐にわたる不開示部分及び不開示理由について、諮問するに際し、慎重な検討を要しているため。
防衛庁	H15.04.01	航泊日誌【9件】	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		潜水艦救難作戦教範	
		潜航教範	
		BMD 研究成果概要等	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
防衛庁	H15.04.15	第2科情報資料	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		バイオテロ図上訓練	
	H15.05.02	自艦隊(作)第27号(15.1.14)	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.05.07	在日米軍資料	行政文書の存在の再確認の調査、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.05.07	北の対艦ミサイル発射	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.05.19	警察との共同図演文書一覧	
	H15.06.03	BMD海外調査報告	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
		BMD研究成果概要	
		規律違反申立調査結果	
	H15.06.10	有事法制検討資料	文書特定の妥当性について、慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.06.24	イージス艦派遣・検討全文書	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		駐在武官等との接触	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.07.08	生物兵器対処委員会	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		投稿に際して、通知文書に基づく届出はないとする主張の根拠となる文書	類似案件が現在諮問中であり、答申結果を踏まえた慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.07.14	地对艦ミサイル関連全文書	文書特定の妥当性について、慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.07.29	情報本部分析部「一般分析」最新版	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.08.20	「対空」03年5月号～最新号	類似案件が現在諮問中であり、答申結果を踏まえた慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.08.20	陸自防衛諸計画作成達の制定趣旨等通達	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		NMD関連資料	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
		2000年多国間BMDカンファレンス出張報告	
		BMD関連資料	
	H15.08.29	BMD関連資料	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		保全期報	
		情報月報	
	H15.09.08	統幕保全規則	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
		船舶検査活動に係る武器使用訓令等	
		被災民救援活動に係る武器使用訓令等	
		自衛隊の施設警護のための武器使用訓令	
		在外邦人等の輸送に係る武器使用訓令	
	H15.09.25	海上における警備行動に関する訓令	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
		武器等の防護に関する訓令	
		「計画についての検討」全文書	
	H15.10.14	「総理に対して報告」全文書	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
「共通の基準及び実施要領等」全文書			
H15.10.14	戦闘施設マニュアル幹部・陸曹用	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。	
	陸幕運第4号別冊「災害派遣の参考」	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。	
H15.10.15	平成13年度陸上警備年報	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。	
	平成15年4月～6月までの広報活動実施結果一覧	行政文書の存在の再確認の調査、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。	
	画像情報に係る防衛秘密保護通達	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。	
	電波情報等に係る防衛秘密保護通達		
H15.10.28	防防調第9121号(14.10.30)	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。	
	海上警備行動内訓の運用について(通達)	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。	

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
防衛庁	H15.11.11	超過勤務時間記録簿記入要領等	行政文書の存在の再確認の調査、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
		平成 14 年度超過勤務時間記録簿	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.11.13	1ヶ月関連事案等緊急対策本部会議	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
		陸自研究本部「第 1 回研究本部セミナー」	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.11.26	能登半島不審船事案行動報告等	行政文書の存在の再確認の調査、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.11.27	自衛隊施設等への不法侵入措置に関する長官指示	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
		協力支援活動等に係る武器使用内訓等	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため。
	H15.12.15	ゴラン P K O 武器使用通達	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。
防衛・警備等計画長官指示(14 年度 8 号)		不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。	
防衛・警備等計画長官指示(14 年度 12 号)		不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため。	
法務省	H15.04.07	診療結果報告書(平成 14 年 1 月～10 月分)	不服申立てがあった文書は膨大であるところ、既に情報公開審査会へ諮問したこれまでの不服申立て事案で開示相当と判断された部分について、同様の部分を新たな開示部分として検討しており、事案の分析に時間を要しているため。
		制止等措置状況報告書(平成 13 年)(平成 14 年 1 月～10 月)【2 件】	
	H15.04.09	被收容者診療簿(平成 14 年 4 月～9 月分)	
		戒具使用に係る記載のある日の看守勤務日誌	
	H15.05.28	職権表示登記書類に関する文書	本件文書は、いずれも表示に関する登記における職権表示登記書類であるところ、不動産登記法に基づいて公開すべきものか(H15.8.14 受付事案の取扱い)、情報公開法に基づいて公開すべきものか(H15.5.28 受付事案の取扱い)について法的な判断を必要としていたものであり、また、過去の情報公開審査会の判断に照らして全部開示とすべきか否か、慎重に検討を重ねているため。
	H15.08.14	岡山県浅口郡寄島町の土地について、登記簿を閉鎖し地図上から削除した根拠となる登記申出書及び地積の訂正をした根拠となる立件調査	
	H15.09.16	兵庫県揖保郡太子町地区に係る調査図素図及び調査票	不開示情報に「地番」が含まれているが、個人を特定できる情報であることを確認するため、膨大な筆数の「地番」情報と登記簿の対照を行っているため。
	H15.10.01	福岡拘置所 1 F 電灯設備図	長期にわたり多数の不服申立てが集中して出され、各不服申立ての審理及び情報公開審査会対応等に時間を要したため。
H15.10.17	平成 15 年東京拘置所職員氏名と所属部署	長期にわたり多数の不服申立てが集中して出され、各不服申立ての審理及び情報公開審査会対応等に時間を要したほか、本件不服申立てに係る追加文書の特定に当たって処分庁等との調整・審理に時間を要したため。	
H15.12.10	福岡拘置所動体管理システム運用記録簿	長期にわたり多数の不服申立てが集中して出され、各不服申立ての審理及び情報公開審査会対応等に時間を要したため。	
法務省(司法試験管理委員会)	H15.07.29	平成 13 年度論文式試験採点表(受験者を識別するための記号・番号及び得点欄に 0 点の記載がある部分)	関連する別件について行政訴訟が提起され、法務省において平成 16 年 1 月不開示決定の見直しを行い、2 月相手方の訴えの取下げで終結したところ、本件も、同訴訟と本件との相違点、類似点について整理を行い、諮問の要否について慎重な検討を行っているため。
		平成 13 年度出願者データ(論文式試験の総合得点が、128.14 である受験者に係る「論文式試験の科目別得点」)	本件と関連する別件について行政訴訟が提起されており、裁判が係属中であることから、その状況を見極めた上で本件の処理方針について慎重に検討を重ねているため。
外務省	H15.04.01	1951 年から 65 年にかけて日本と韓国の間で 7 次にわたって行われた日韓国交正常化交渉(日韓会談)のうち、第 1、2、4、5、7 次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切(図画、電磁的記録を含む)(1)、(2)、(3)【3 件】	法第 11 条を適用し、数次に分けて決定を行ったが、このうち、2 回目、3 回目、4 回目の決定に対する異議申立てであり、最終の決定をし、それに対する異議申立てを待って、併せて諮問の検討を開始したため。

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等	
外務省	H15.04.08	1958年12月6日に東京で行われた岸首相とマッカーサー大使との会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談で米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	担当部署の業務が著しく繁忙であったため。	
	H15.10.09	「北朝鮮1」	法第11条を適用して「相当の部分」について行った決定に対する異議申立てであり、「残りの部分」について決定後、これに対する異議申立てを待って（又は申立期間を経過した時点で）諮問の検討を行うこととしている。	
	H15.10.16	1967年8月22-23日の日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）に関する文書（日米協議の記録を含む）	担当部署の業務が著しく繁忙であったため。	
		1968年1月22-23日に開催された日米安全保障協議高級事務レベル会議の議事録及び同会議のために用意された関連文書		
		1967年5月25-26日の日米安全保障協議高級事務レベル会議の議事録。		
H15.11.11	平成11年度の在仏日本国大使館における便宜供与に係るファイルのうち、「便宜供与」ファイル以外のファイルの中の、国会議員に対する便宜供与に係るすべての文書	事実関係について、在外公館に確認するのに時間を要したため。		
H15.12.23	1957年4月から、岸首相が訪米する6月16日までの間、同訪米に向けて岸首相とマッカーサー米駐日大使との間で行われたすべての会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	異議申立書に不備があり、その確認及び補正に時間を要したため。		
厚生労働省	H15.07.22	医薬品再審査申請資料	企業への確認に時間がかかった。	
		医薬輸入商品申請書		
	H15.07.29	医療用具輸入申請書		
	H15.09.01	医薬品製造承認申請書		
	H15.10.31	卒業証明書等		
	H15.11.17	発達障害児への支援内容がわかる文書		諮問準備中に類似の答申がでたため、判断の変更を行った。
	H15.11.20	人事記録		担当者が交代し引継が不十分であった。
	H15.12.17	労働者派遣事業計画書【5件】		事業場の確認に時間がかかった。
H15.12.22	中央薬事審議会の議事録	対象文書の探索を再度行った。		
	災害調査復命書	新たに開示する部分の調整に時間を要した。		
社会保険庁	H14.12.03	社会保険中央病院大久保看護婦宿舎建て替えに関する書類	関係部署との調整を行っていたため。	
	H15.06.12	平成15年4月8日青社発第535号及び第536号の傷病手当金支給決定に係る行政文書		
	H15.12.22	（株）フジカ工業に係る健康保険・厚生年金保険新規適用届・全喪失届・現在の社会保険加入状況が分かるデータを打ち出したもの		
国土交通省	H14.12.27	ACAS及びRA報告事例（平成6年から13年に係るもの）	同一の内容を含む文書について、先に情報公開審査会で審議されていた別件の異議申立て事案における判断の整合性を見極める必要があるため。	

行政機関	受付年月日	対象文書等	諮問までに長期を要している理由等
国土交通省	H15.04.21	特定新聞の特定記事に関して関係する機関、団体等に発した通知等	開示請求のあった文書の存否を再度確認するとともに、不開示とした部分の開示可否を再度検討するのに時間を要しているため。
	H15.04.24	各地方運輸局に係る特定新聞の特定記事に関する収集及び作成した文書(各地方運輸局が行った処分に対する審査請求)【計9件】	同一内容について同時期に提起された計9件にわたる審査請求であり、各処分庁ごとに行った開示決定等に至る事務手続を仔細に調査、確認する必要があるため。
	H15.07.09	内閣府市場開放問題苦情処理対策室(OTO)から通知された特定事案に係る検討資料等一切の文書	対象文書には、個人情報が多く含まれており、個人情報保護等の観点から開示の可否について慎重な検討が必要であるため、また、法人情報についても不開示とした部分について再検討しているため。
	H15.07.18	平成14年度紀宝バイパス成川地区用地調査報告書(平成15年3月)	当該文書には、個人に関する情報が記載されており、個人情報の保護、開示することによる今後の諸事業への影響等を勘案しつつ開示範囲を拡大することについて慎重に検討を行なっているため。
		平成14年度管内トンネル施工法検討業務委託報告書(平成15年3月)	
		平成14年度管内環境調査業務委託報告書(平成15年3月)	
		平成14年度紀宝バイパス上地地区予備設計業務委託報告書及び設計図(平成15年3月)	
		平成14年度飯盛地区設計業務委託報告書及び設計図(平成15年3月)	
	H15.09.10	中小企業等協同組合の役員名簿等	個人に関する情報及び法人等に関する情報について、開示することによる今後の組合事業への影響等を勘案しつつ開示可否について、慎重に検討しているため。
	H15.09.19	石川運輸支局において平成13年度に継続検査を受検した特定の自動車に係る継続検査書	提出があった異議申立書の補正手続き(不服申立ての内容の確認)等に時間を要しているため。
	H15.10.07	平成16年度新規着工要求施設に関する資料	文書の不存在に対する審査請求であるため、当該文書の探索作業など事実関係に係る確認作業に時間を要しているため。
	H15.10.16	平成9年度下期に貨物自動車運送事業者に関する苦情を石川陸運支局(現石川運輸支局)に寄せたものに対して支局が調査した書面	審査請求書に係る対象文書中に含まれる個人情報の取扱いについて慎重に検討する必要があるため。
	H15.10.23	新桜宮橋下部工事に係る書類全て	審査請求であるため、審査請求人への弁明書の送付やそれに対する審査請求人からの反論書の提出手続に時間を要したため。
	H15.10.24	特定の地番に係る土地の土地売買契約書及び土地所有権移転登記嘱託書	特定の個人が所有する土地に係る情報であるため、不開示とした部分に係る開示可否について慎重に検討する必要があるため。
H15.11.21	特定の個人が平成15年5月29日に苦情申告を行い、近畿運輸局が近鉄バス(株)より提出を受けた点呼簿、乗務記録表の写し	審査請求であるため原処分庁及び審査請求人から意見等を聴取する手続きに時間を要しているため。	
	平成15年5月4日に事故のあった近鉄バス(株)の特定の車両に係る事故報告書の写し		
H15.11.27	平成16年度予算要求資料(高松港多目的国際ターミナル)関係資料	文書の不存在に対する審査請求であるため、当該文書の探索作業など事実関係に係る確認作業に時間を要しているため。	
海上保安庁	H15.05.08	平成11年7月5日付け酒保警第171号「不審船対応訓練における小銃、機銃及び射撃訓練報告書の提出について」	各種事案対応等による業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局との調整等に時間を要したため。
		「不審船対応訓練について(報告)」さんべ	
		「不審船対応訓練について(報告)」やなかぜ	
		「不審船対応時の報告について」	

## 2 諮問の迅速化について付言した答申の例

### 審査会答申 H15-212 「請願書等整理票の不開示決定に関する件」(平成 15 年 7 月 28 日)〔国税庁長官関係〕

「本件対象文書の特定の容易性及びその分量からして諮問に要する時間は一定程度確保されれば十分と考えられるところであるが、本件事案についての処理経過をみると、平成 13 年 12 月に審査請求がされた後、諮問までに 1 年半を要しており、しかも諮問庁の判断によれば処分庁の不開示決定に反しほとんど開示する方針であることからすると、本件事案に係る諮問庁の対応は、法の目的にかなったものとは言えず、適切を欠いていたものと認められ、今後速やかな諮問に向けて改善が望まれるものである。」

### 審査会答申 H15-321 「地球温暖化防止京都会議に関する環境庁幹部会記録等の不開示決定に関する件」(平成 15 年 9 月 30 日)〔経済産業大臣関係〕

「諮問庁は、異議申立てを受けてから諮問するまでの期間は、京都議定書の交渉にかかる業務が多忙を極めており、交渉に係る業務自体への致命的な影響を避ける必要があったこと及び本件の諮問に関して慎重かつ十分な検討を行う必要があった旨説明する。

確かに、諮問庁が説明するように、異議申立てを受けてから諮問するまでの期間が、京都議定書の交渉に係る業務が多忙を極めていた時期に重なっていたとはいえ、この期間中全く諮問の準備のための時間が取れなかったとは考えづらいこと、また、法の趣旨に照らせば、迅速に諮問を行うことが望ましかったものと考えられ、諮問庁の対応には遺憾な点があったと認められる。」

### 審査会答申 H15-477、478 「岩国基地から米本国への米海兵攻撃中隊の一部の移駐に関する文書の不開示決定に関する件外 1 件」(平成 15 年 12 月 25 日)〔外務大臣関係〕

「本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、当審査会としては、諮問庁がどのような不服申立てをどれだけの件数について受け、これに対してどのような調査及び検討を行っているかについての状況を一般的には知ることができる立場にないものの、異議申立人の言うように、諮問庁からは、平成 15 年 7 月末に、本件諮問を含む多数の諮問が一時期においてなされたことは明らかである。それらの諮問の中には、本件決定と同時期の法施行後間もない時期に開示決定等がなされ、不服申立てから諮問までの期間についても本件諮問と同じ程度の期間を経過して

いる80件以上の諮問が含まれていることが認められる。そして、本件諮問の内容についてみると、本件対象文書の量及び記載や不開示理由の内容からして、不服申立てを受けてから諮問を行うまでにそれほど長期間を必要とするものとは考え難いと言わざるを得ない。そうすると、いかに大量の異議申立てが同時期に行われたとは言え、本件諮問について、諮問庁は、事案の難易や複雑さ等に応じて的確に調査及び検討を行い、遅滞なく諮問を行ったとは言えないものと考えられる。

のみならず、上記のように多数の諮問がなされた時期における諮問庁の理由説明には必ずしも十分とは言えないものが多く含まれており、当審査会においては、本件諮問を含め、諮問庁に対して具体的に補充すべき点を明らかにして補充の理由説明を求めたものである。さらに、本件諮問について言えば、諮問庁は、諮問後に再検討を行って本件再決定を行うに至っており、その理由として、他省庁による同内容の請求に対する部分開示決定が存することを説明するが、そのような部分開示決定の存在は本件諮問以前にも知り得たのではないかと推察されるものであって、このことから、もっと早期に本件諮問を行うことができたのではないかと考えられる。

このような諮問庁における本件諮問の経緯及びその後の対応にかんがみれば、諮問庁におけるその所掌事務の内容やその繁閑、さらには昨今の国際社会における諸情勢を前提とする外交事務の重要性を十分に勘案したとしても、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと言わざるを得ない。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たっては、迅速かつ的確な対応をすることを望むものである。」

#### **審査会答申 H15-507「外務省との面談における北方四島住民支援事業に関する特定衆議院議員の発言記録の一部開示決定に関する件」(平成16年1月27日)(外務大臣関係)**

「開示決定等に対する不服申立てを受けた行政機関の長においては、遅滞なく諮問を行うことが求められるのは明らかである。

そこで本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、当審査会として、諮問庁がどのような不服申立てをどれだけの件数受け、これに対してどのような調査及び検討を行っているかについての状況は一般的には知ることができる立場にないものの、諮問庁からは、平成15年7月末に、本件諮問を含む多数の諮問が一時期においてなされたことは明らかである。

本件諮問の内容についてみると、不開示部分の量や不開示理由の内容からして、不服申立てを受けてから諮問を行うまでにそれほど長期間を必要とするものとは考え難いと言わざるを得ない。そうすると、本件諮問について、諮問庁は、事案の

難易や複雑さ等に応じて的確に調査及び検討を行い、遅滞なく諮問を行ったとは言えないものと考える。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たっては、迅速かつ的確な対応をすることを望むものである。」

(同様の付言をした答申)

- ・ H15-545.546、547～566、671・672、673～677、678～680、780～784

### 3 審査会へ諮問を要する事案の範囲について

#### (1) 要綱案の考え方

「本要綱案では、行政上の救済については、諮問機関としての不服審査会を設置し、行政不服審査法に基づく不服申立てに対する行政庁の裁決又は決定は、不服審査会に諮問して行うこととした(第17、第18)。ただし、不服申立て期間を徒過しているときなど当該不服申立てが不適法であり却下するとき、及び請求拒否の決定を取り消して開示の決定をするとき(第三者に関する情報が記録されているときを除く。)は、諮問の必要性が明らかに認められないので、諮問を不要とした(第17)。」

#### (審査会への諮問)

**第十八条** 開示決定等について行政不服審査法(略)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会(略)に諮問しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(略)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

#### (2) 諮問の必要性が乏しいのではないかとする意見のある例

一度答申がなされた事件について、第三者から不服申立てがなされ、全く同じ事件についてもう一度諮問されるもの

開示請求手数料の不足により不開示決定された事件に対する不服申立てについて諮問するもの

全部開示決定に対して他にも対象文書があるはずとする不服申立てについて諮問するもの

不開示決定そのものに対する不満でなく、理由付記の方法等に対する不満があるもの

- (3) 行政文書の件数に応じた開示請求手数料が納められなかったことについて、形式上の不備を理由とした不開示決定の適否が争われた例

審査会答申 H15-21 「「日米防衛協力のための指針」関連 1 から 14 (1996 年 4 月 1 日総合外交政策局安全保障政策課) の不開示決定に関する件」(平成 15 年 4 月 10 日)

「本件開示請求は、「日米防衛協力のための指針」関連 1 ~ 14 (1996 年 4 月 1 日 総合外交政策局安全保障政策課)」というように、諮問庁の行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイルの文書ファイル名により行われたものである。行政文書ファイル管理簿には、上記 2 のとおり編てつされた当該ファイルについて、諮問庁が一の行政文書ファイルであると認めたものの件名が掲載されていることにかんがみれば、本件開示請求は複数の行政文書ファイルを対象として行われたものと認めざるを得ない。

しかし、異議申立人は、本件対象文書が外務省の文書管理規程に基づき行政文書ファイルとして取りまとめられたものであるから、すべて令 13 条 2 項 2 号に言うところの相互に密接な関連を有する行政文書に該当すると主張するので、以下この点について検討する。

令 13 条 2 項 2 号に言う相互に密接な関連を有する行政文書は、例えば、申請書と処分通知などの要請と応答に係るもの、訴訟、審判手続等における一事件に係るもの、会議における決定ごとのその決定と議事録・提出資料というような文書を言うものである。

本件行政文書ファイルには、たとえば、本件指針について日米両国の間で協議が進められる過程において安全保障政策課の所掌事務との関連で同課が検討を担当した協議事項についての文書が事項別にとじられていることが認められる。具体的には、搜索救難や海上における船舶検査とそれに係る活動あるいは周辺事態における人道的活動といった事項に関して同課が作成した文書あるいは参考とするために取得した文書などが、それぞれ項目別に区分され、時系列に従って編てつされ、別々の行政文書ファイルにとじられているものである。したがって、

このように別々の行政文書ファイルに編てつされた行政文書相互間において、上記のような令 13 条 2 項 2 号が規定する相互に密接な関連があることを認めることはできない。

以上から、本件開示請求のように行政文書ファイル名を明示して行われたものであって、当該行政文書ファイルが複数のものである場合において、諮問庁が、対象を一の行政文書ファイルに特定するか、件名を特定するかあるいは複数の行政文書ファイルのすべてを対象とし得るように必要な開示請求手数料を追加するよう、期限を定めて補正を求めた上で、同期限を相当過ぎたにもかかわらず、異議申立人が当該補正に応じなかった場合には、諮問庁がこれをもって形式上の不備があると判断したことは妥当であると認められる。

なお、本件行政文書ファイルは、安全保障政策課が必要とする情報を複数の行政文書ファイルとして編てつしたものであり、また、相互に密接な関連を有するとまでは言えないものであるが、諮問庁の行政文書ファイル管理簿において当該文書ファイル名が「日米防衛協力のための指針」関連 1 から同 14 と記載されているため、開示請求者の側から見てその内容が分らず、一見一の行政文書ファイルが分冊されたように誤認されるおそれがあるところである。したがって、開示請求を行おうとする者の便宜等を図る観点から、本件行政文書ファイルにそれぞれいかなる事項の文書が編てつされているかについて、だれにでも明確に分るよう工夫する必要があると考えられる。」

- (4) 答申に基づき行った開示決定等に対して不服申立てが行われたため、同一事案について再度諮問された例

**審査会答申 H15-499「柔道整復師に対する行政処分の命令書の一部開示決定に関する件」(平成 16 年 1 月 20 日)**

「本件対象文書については、平成 13 年 6 月 1 日付け厚生労働省発医政第 410 号により厚生労働大臣が行った一部開示決定(以下「第 1 次決定」という。)に対して開示請求者から異議申立てがなされ、厚生労働大臣から試問を受けた当審査会において、第 1 次決定において不開示とされた部分のうち、本籍を除き、すなわち、文書番号、住所、氏名、生年月日及び命令書発出年月日は開示すべきである旨の答申を行った。

厚生労働大臣は、既答申に従って、第 1 次決定を取り消す旨の決定(以下「原取消決定」という。)をした上、本籍以外の部分をすべて開示するとの決定(以下「第 2 次決定」という。)をし、開示請求者及び本件異議申立人等に対し、その旨を通知したところ、本件異議申立人から第 2 次決定について、本件対象文書

における住所、氏名及び生年月日に係る開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがなされ、本件諮問に至ったものである。

本件対象文書の開示の当否については、既答申及びそれを受けて既答申と同様の趣旨によりなされた原取消決定において、既にその判断が示されたところであるので、諮問庁及び当審査会は、既答申に反映されなかった事情でその判断に影響を及ぼすべき特段の事情の存在が認められない限り、これと異なる判断をすることはできないものと考えられる。

(略)

当審査会は、既答申において、(略)本件対象文書中の被処分者の氏名等の記載部分は「慣行として公にすることが予定されている情報」というべきであると判断したところであり、既答申の判断を変更すべき特段の事情があるものとは認められない。

(略)

当審査会は、既答申において、(略)柔道整復師の行政処分は、個人に関する制裁として科されたものであって、当該個人の名誉や人格に直接かかわる行政処分に関する情報については、法人情報と同様の判断基準によるべきものと言うことはできず、正に個人情報として、法5条1号の規定に基づきその開示・不開示が判断されるべきものと思料され、個人に関する情報に該当するか否かは、柔道整復師法4条のいずれの欠格事由に該当するか、言い換えれば、行政処分に付された理由が柔道整復師の業務上の行為に起因するものであるかどうかにより異なるものではないと判断したところであり、既答申の判断を変更すべき特段の事情があるものとは認められない。

(略)

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号ただし書イに該当するとして開示とした決定については、住所、氏名及び生年月日は同号ただし書イに該当し、同条2号イには該当せず、開示が妥当であると認めた。」

**審査会答申 H14-138「現在の神奈川県労働局地方労災医員名簿の開示決定に関する件」(平成14年8月2日)**

「本件対象文書については、当審査会において、(略)平成13年諮問第174号として調査審議し、平成14年1月25日付けで原処分では不開示としたものを全部開示すべきとの答申(以下「既答申」という。)を行ったものである。

既答申では、地方労災医員は、医学界における各専門分野に関する高度な学識を有する権威ある学者又は医師であり、個々の行政処分に直接関与するというその地位及び職務の重要性から、その氏名等は法5条1号ただし書イにいう「法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報」と言うべきで

あり、また、諮問庁の不法、不当な誹謗、脅迫等が加えられ、その診療活動等や地方労災医員としての活動が妨害されるおそれがある旨の主張は認め難く、同条6号にいう当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないと判断した。

諮問庁は既答申を受けて、本件対象文書を不開示とした原処分を取り消す旨の裁決（以下「原取消裁決」という。）を行い、改めて原処分庁が全部開示決定を行ったが、本件対象文書に記載された地方労災医員である審査請求人から、その全部開示決定を取り消すべき旨の審査請求（以下単に「本件審査請求」という。）が行われ、本件諮問に至ったものである。

本件対象文書の開示に反対する利害関係人としては、原取消裁決に対する訴訟提起の方法あるいは原処分庁の新たな開示決定等に対する不服申立て等の方法のいずれによるべきかは議論のあるところであるが、諮問庁は、新たな開示決定等に対する本件審査請求を適法として本件諮問をしている。

当審査会としては、本件諮問がなされたことを前提として、それについて改めて調査審議をし、答申をすることとするが、本件対象文書の開示の当否については、既答申及びそれを受けてなされた諮問庁の裁決において、その判断が示されたところであるので、既答申に反映されなかった事情でその判断に影響を及ぼすべき特段の事情の存在が認められない限り、これと異なる判断をすることはできないものと考えられる。」